

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律による給与所得控除の最低保障額引上げに伴う介護保険料の算定などで、保険料の減免の対象者であることが明らかである場合に、申請によらず減免できるようにするため、この案を提出する。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。<u>ただし、その者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。